アフターコロナイノベーション力強化プロジェクト事業実施要領

第１　目的

本事業は、食関連事業者からの要請に対し、豊富な知識や経験を有する専門家を派遣することにより、従来とは異なる新しい方法や技術を取り入れるとともに、それらの磨き上げを行い、アフターコロナの顧客ニーズやマーケットへの対応を支援することを目的とする。

第２　事業の対象

次に掲げる団体等からの申請に応じ、渡島総合振興局における食関連事業者向け各種施策及び他の機関における支援制度の活用状況並びにその取組内容等を踏まえ、渡島総合振興局長が適当と認めた者に対して専門家を派遣するものとする。

なお、事業者については、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に規定する中小企業者のほか、１次産業の担い手である農業者、漁業者等も対象とする。

（１）渡島管内食関連事業者
（２）その他、渡島総合振興局長が必要と認める団体

第３　専門家の委嘱等

渡島総合振興局長は、本事業を実施するために必要な専門家を選定し、委嘱する。

２　専門家の委嘱期間は委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度末までとする。

３　渡島総合振興局長は、次のいずれかに該当するときは、専門家の委嘱を取り消すことができるものとする。

（１）　本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合
（２）　この要領その他法令に違反する行為を行ったと認められる場合
（３）　精神又は身体に著しい障害があるため、専門家としての業務遂行能力を欠くに至ったと認められる場合
（４）　第５の専門家の義務に違反した場合
（５）　その他渡島総合振興局長が専門家として不適格と認めた場合

第４　専門家の業務

専門家は、従来とは異なる新しい方法や技術を取り入れるとともに、それらの磨き上げに係る取組を支援するために、次に掲げる事項に関連する指導・助言等を原則、現地において行うものとする。また、指導・助言等の内容・実施方法について、事前に渡島総合振興局と協議し、単一な内容とならないように実施する。

（１）経営に関すること
（２）商品開発に関すること
（３）販路拡大に関すること
（４）通信販売への対応に関すること
（５）SNS 等を活用した情報発信に関すること
（６）売場づくりに関すること
（７）その他、渡島総合振興局長が必要と認める取組

第５　専門家の義務

専門家は、職務上知り得た秘密及び個人情報を洩らし、又は盗用してはならない。なお、専門家としての委嘱期間が経過した後も同様とする。

２　専門家は、渡島総合振興局の求めに応じ、指導又は助言に関連する資料を提出するものとする。

３　専門家は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

第６　専門家の派遣

専門家の派遣を希望する食関連事業者等は、様式１（専門家派遣申請書）により、渡島総合振興局長に申請するものとする。

２　渡島総合振興局長は、前号の申請があった場合は、予算の範囲内で派遣を希望する者の取組内容等を勘案した上で、適当と認める専門家を選定し、派遣するものとする。

なお、派遣については、複合的要素の高い取組内容を優先する。

３　専門家の派遣回数は、同一団体等が行う同一目的の事業について原則として３回までとし、１回につき４時間以内とする。ただし、渡島総合振興局長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第７　完了報告

専門家の派遣を受けた団体等は、１回の派遣事業が完了するごとに、様式２（専門家派遣事業完了報告書）を渡島総合振興局長に提出するものとする。

また、専門家の指導・助言等による成果物がある場合は、電子データ・紙媒体のいずれかを専門家もしくは派遣を受けた団体等から渡島総合振興局長へ提出するものとする。

第８　専門家への謝金等

渡島総合振興局長は、事業完了報告書の提出を受け、内容が適切であると認めた場合には、専門家に対し、派遣事業に係る謝金及び旅費を支給する。

２　謝金は、専門家と協議の上、決定する。

３　旅費は、北海道職員等の旅費に関する条例の規定に基づく。

４　本事業に必要なその他の経費が発生する場合は、派遣先団体等が負担するものとする。

第９　庶務

専門家派遣事業の庶務は、渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課において処理する。

第 10　その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和４年７月 28 日から施行する。

この要領は、令和５年６月７日から施行する。